当日配布資料

第１回君津地域保健医療連携・地域医療構想調整会議	議事3 資料1
令和8年8月6日（木）	

病床数適正化緊急支援事業について

千葉県 健康福祉部医療整備課 地域医療構想推進室

電話番号：043-223-2608　メール：chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp

病床数適正化緊急支援事業について①

事業目的

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担について支援を行うことを目的とする。

事業概要

「病床数適正化緊急支援基金」を創設し、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関を支援。
（概要） 医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関を対象として国が財政支援を行う。
（支給額） 病院（一般・療養・精神）・有床診：4,104千円/床（ただし、休床の場合は、2,052千円/床）

支給対象

（支給対象）
- 令和7年12月16日から令和9年3月31日までの間に病床の削減を行う医療機関
- 「病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出について」（令和7年2月21日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）により、事業計画書の提出をもって削減の意向を示しつつ、令和6年12月17日から令和7年9月30日までに病床の削減を行い、都道府県に対して病床数の変更に関する届出を行った医療機関
- 「地域医療構想の取組の推進に向けた調査について」（令和7年8月14日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）において、病床を削減予定と報告を行い、現に病床を削減した医療機関

（算定除外）
- 産科・小児科病床の削減（分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床を除く。）
- 同一開設者による病床融通
- 事業譲渡による削減
- 病床種別の変更によるもの
- 特例病床により増床した病床の削減
- 既存病床の算定から除外される病床の削減

（支給対象外）
- 令和9年3月31日時点において廃院している場合
- 令和7年9月30日時点において事業譲渡等をしている場合
- 介護医療院等の介護保険施設への転換のための減床の場合
- 有床診療所から無床診療所への変更の場合

病床数適正化緊急支援事業について②

事業活用に当たっての留意事項

1　開設者又は開設者であった者への影響

国の病床数適正化緊急支援事業実施要綱では「給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が令和19年3月31日までに病床を増加させた場合、医療法第30条の4第10項から12項までの規定により、都道府県が病床の増加が必要と認めた場合を除き給付金を返還する」とされている。

※「開設者又は開設者であった者」の定義：医療機関単位ではなく、法人単位となる。

2　基準病床数の取扱いについて

本事業で削減された病床については、不可逆的な措置として医療計画で定める基準病床数を削減することとされている。

また、基準病床数の引下げについては、少なくとも今年度の事業終了後、令和9年度上半期までの間に都道府県において基準病床数の引下げを行う。

【参考】病床数の適正化に対する支援事業に関する地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律第7条の2第2項に係る運用について（通知）
（令和8年4月8日医政発0408第14号　障初0408第6号）

申請に係る千葉県の役割

①申請内容の審査
②医療機関へ認定又は不認定の通知
③厚生労働省へ申請書の提出

（参考）申請フロー

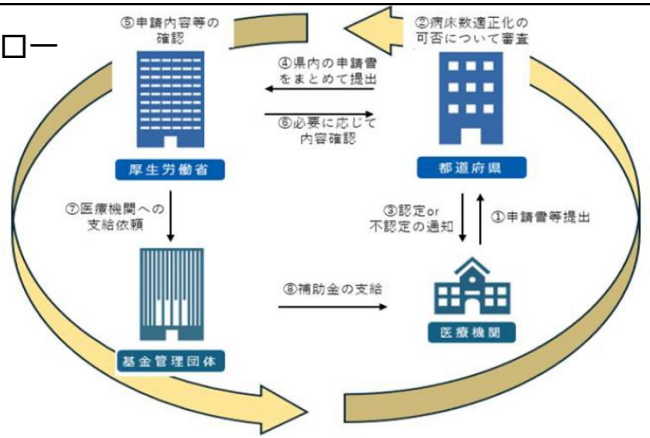

国実施要綱（5）（5-2）に基づき、一般・療養病床については、**地域医療構想調整会議で地域の合意が得られたもの**について、**申請の認定を行います**。※精神病床については「地方精神保健福祉審議会」で協議予定。

事業実施スケジュールについて（予定）

令和８年７月１４日　　第1回申請受付終了

令和8年8月24日まで　　千葉県から厚生労働省へ申請書の提出

千葉県から厚生労働省へ申請書の提出後に厚生労働省でも申請内容（審査結果）等の確認を行います。
なお、厚生労働省の確認が終了次第、基金管理団体から各医療機関へ給付金の支給が行われます。

※　第2回申請受付期間については、別途お知らせいたします。
※　基金管理団体から各医療機関へ給付金の支給時期は未定です。
※　病床の削減状況については、医療機関は医療法第7条第2項に定める許可申請又は医療法施行令第4条に定める届出により千葉県への実績報告を行っていただきます。
※　病床の削減に係る許可申請については、申請から許可まで1ヶ月程度かかりますので余裕を持って申請願います。（許可申請に関するお問い合わせは医療整備課医療指導班までお願いします。）

本日御協議いただきたい内容

各医療機関が行う病床削減は、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進めるものであり、効率的な医療提供体制の確保に資するものであるか、御意見を伺います。

病床数適正化緊急支援事業申請医療機関一覧

【君津保健医療圏】

No.	医療機関名	市区町村名	削減前の許可病床数						削減後の許可病床数						削減病床数						特記事項
			高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計	
	【病院】																				
1	医療法人社団栄養会 東病院	富津市		45床				45床		39床				39床		6床				6床	
	【診療所】																				
2	医療法人社団健誠会 Kenクリニック	袖ヶ浦市			10床			10床			3床			3床			7床			7床	

別紙様式１

病院・有床診療所に係る方針変更報告書（具体的対応方針）

１　基本情報等（変更事項は該当項目に☑）

法　人　名	医療法人社団栄陽会
医療機関名	東病院
所　在　地	千葉県富津市大堀 2114 番地
変更事項	□ 今後担う役割　　☑ 病床機能

２　２０２５年以降において担う役割（該当項目に〇）

	がん	脳卒中	心血管疾患	糖尿病	精神疾患	救急	災害	周産期	小児	在宅	その他
2025 年の状況											
変更前（2026 年）											
変更後（2026 年）											
R〇年見込み※											
その他の内訳及び補足等	役割の変更無し										

※R9 年以降に役割の見直し予定がある場合は、見直し後の見込みを記載ください

３　病床機能及び入院料

	2025 年の状況	変更前（2026 年）	変更後（2026 年）	R〇年見込み※	届出予定の入院料
４機能　合計	床	床	床	床	
高度急性期	床	床	床	床	
急性期	45 床	45 床	39 床	床	地域一般入院料 1
回復期	床	床	床	床	
慢性期	床	床	床	床	
人間ドック等	床	床	床	床	
休棟等	床	床	床	床	
廃止予定	床	床	床	床	
介護施設等への移行予定	床	床	床	床	

※R9 年以降に病床機能の見直し予定がある場合は、見直し後の見込みを記載ください

４　病床機能、担うべき役割を変更する理由等

看護師不足により看護師一人の担当する入院患者数が多数となり、患者ケアが困難となってきているため。また、Covid-19 患者受入れ以後において、医療資機材の保管場所が確保出来ないため。

別紙様式１

病院・有床診療所に係る方針変更報告書（具体的対応方針）

１　基本情報等（変更事項は該当項目に☑）

法　人　名	医療法人社団健誠会
医療機関名	医療法人社団健誠会 Ken クリニック
所　在　地	千葉県袖ケ浦市蔵波台６丁目１９－１
変更事項	☑今後担う役割　　☑ 病床機能

２　２０２５年以降において担う役割（該当項目に〇）

	がん	脳卒中	心血管疾患	糖尿病	精神疾患	救急	災害	周産期	小児	在宅	その他
2025 年の状況	〇	〇	〇	〇	〇				〇		〇
変更前（2026 年）	〇	〇	〇	〇	〇				〇		〇
変更後（2026 年）											〇
R〇年見込み※											
その他の内訳及び補足等	小手術（腹部ヘルニア等）、健康診断、乳腺・内視鏡検査、緩和ケア(在宅支援)										

※R9 年以降に役割の見直し予定がある場合は、見直し後の見込みを記載ください

３　病床機能及び入院料

	2025 年の状況	変更前（2026 年）	変更後（2026 年）	R〇年見込み※	届出予定の入院料
４機能　合計	10 床	10 床	3 床	床	有床診療所入院基本料 6
高度急性期	床	床	床	床	
急性期	床	床	床	床	
回復期	10 床	10 床	3 床	床	有床診療所入院基本料 6
慢性期	床	床	床	床	
人間ドック等	床	床	床	床	
休棟等	床	床	床	床	
廃止予定	床	床	床	床	
介護施設等への移行予定	床	床	床	床	

※R9 年以降に病床機能の見直し予定がある場合は、見直し後の見込みを記載ください

４　病床機能、担うべき役割を変更する理由等

前院長の逝去による常勤医師の減員および看護職員の退職に伴い、人員体制が縮小となり、病床数を 10 床から 3 床へ適正化し、必要な短期入院は継続する。